

(2018年5月25日制定) (2022年11月22日改訂)(2023年10月25日改訂)

日本電磁波エネルギー応用学会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 日本電磁波エネルギー応用学会（以下「本会」という。）が、運営細則 第5条に基づき、電磁波エネルギー応用技術及びこれに関連のある諸科学に関する研究を奨励することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 (種類) 本規程で取り扱う賞は、次の4種類とする。

- (1) JEMEA 学術功績賞
- (2) JEMEA 功労賞
- (3) JEMEA 学会賞
- (4) JEMEA 進歩賞

(JEMEA 学術功績賞)

第3条 電磁波エネルギー応用分野において学会発表や学術論文等により、同分野における学術的発展へ貢献、また産業応用技術などへの学術的研究業績がある正会員に「JEMEA 学術功績賞」授与することができる。

第4条 JEMEA 学術功績賞の選考は、運営細則第3条により設置された選考委員会により、選考委員会が評価・審査を行い、理事会に提出する。

- (1) 理事会は、選考委員会から提出された選定理由に基づき、JEMEA 学術功績賞受賞者を決定する。
- (2) 理事長は総会において JEMEA 学術功績賞受賞者を報告する。

(JEMEA 功労賞)

第5条 本会の活動に著しい功績をあげた正会員(個人)または(団体)および団体に所属する者に「JEMEA 功労賞」を授与することができる。

第6条 JEMEA 功労賞の選考は、運営細則第3条により設置された選考委員会により、選考委員会が評価・審査を行い、理事会に提出する。

- (1) 理事会は、選考委員会から提出された選定理由に基づき、JEMEA 功労賞受賞者を決定する。

(2) 理事長は総会において JEMEA 進歩賞受賞者を報告する。

(JEMEA 学会賞)

第7条 JEMEA 学会賞は、学会の最高賞であり、電磁波エネルギー応用に関して、理論の進歩、技術の発展、社会への貢献および本学会の運営などに顕著な貢献が認められた正会員（個人）または（団体）および（団体）に所属する者に、年間2件を上限とし授与することとする。

第8条 JEMEA 学会賞の選考は、運営細則第3条により設置された選考委員会により、候補者に対し、有識者からなる有識者委員会(臨時委員会(運営細則第3条(2)))を設置し、推薦理由を基に評価・審査を行い、選考委員会に結果を報告する。これを受けて、選考委員会が再度評価・審査を行い、選定理由を付して、理事会に提出する。ただし、候補者は有識者委員会メンバーについては除外希望者を、書類提出後学会からの問い合わせを受けた折に申請することができるが、その申請について選考委員会に周知する必要がある。

(1) 理事会は、選考委員会から提出された選定理由に基づき、JEMEA 学会賞受賞者を決定する。

(2) 理事長は総会において JEMEA 学会賞受賞者を報告する。

(JEMEA 進歩賞)

第9条 若手会員の優れた活動を表彰し、かつ、本会事業推進への一層の精励を期待し「JEMEA 進歩賞」を授与することができる。対象者は電磁波エネルギー応用に関する学術研究、応用技術、ならびに生活の向上を図る進歩について優秀な業績を挙げた本会会員（含、学生会員）で、主たる成果を本会が主催する学術集会で発表した者とする。原則として、応募締切時において 45 歳以下の者。ただし、電磁波エネルギー応用分野での研究・活動歴によっては、年齢制限を超えていても対象とすることがある。

第10条 JEMEA 進歩賞の選考は、運営細則第3条により設置された選考委員会により行うものとする。選考委員会は推薦のあった者の業績を審査し、受賞候補者の選考を行い、選考理由を付して理事会に提出する。

(1) 理事会は、選考委員会から提出された選定理由に基づき、JEMEA 進歩賞受賞者を決定する。

(2) 理事長は総会において JEMEA 進歩賞受賞者を報告する。

第11条 JEMEA 進歩賞の選考は、運営細則第3条により設置された選考委員会により行うものとする。選考委員会は推薦のあった者の業績を審査し、受賞候補者の選考を行い、選考理由を付して理事会に提出する。

(1) 理事会は、選考委員会から提出された選定理由に基づき、JEMEA 進歩賞受賞者を決定する。

(2) 理事長は総会において JEMEA 進歩賞受賞者を報告する。

第12条 会員（正会員）は JEMEA 学術功績賞、JEMEA 功労賞、JEMEA 学会賞、JEMEA 進歩賞候補者として適当と思うものを、推薦理由を付して推薦することができる。

（本規程の変更）

第13条 本規程の変更は理事会の決議を経て行う。

附則 この表彰規程は、2022年11月22日より施行する。

附則 この表彰規程は、2023年10月25日より施行する。